

- 本ガイドラインは、本制度による処遇が終了した後における一般の精神医療及び精神保健福祉の継続をも視野に入れつつ、広く地域の精神保健福祉全般の向上にも寄与することを旨とするものである。

2 総論

(1) 基本用語の定義

- 本ガイドラインにおいて、「地域社会における処遇」とは、本制度の対象者に対し、地方厚生局、指定医療機関、保護観察所、都道府県・市町村（特別区を含む。以下「市町村等」という。）及びその設置する精神保健福祉センター、保健所等の専門機関並びに精神障害者社会復帰施設等の精神障害者の地域ケアに携わる関係機関が相互に連携し、地域社会において、継続的かつ適切な医療を提供するとともに、その生活状況の見守りと必要な指導を行い、また、必要な精神保健福祉サービス等の援助を提供する等の処遇をいう。
- 本ガイドラインにおいて、「入院」とは、指定入院医療機関への入院をいい、「入院医療」とは指定入院医療機関における入院による医療をいう。
- 本ガイドラインにおいて、「退院」とは、指定入院医療機関における入院医療が終了し、地域社会における処遇に移行することをいい、「通院医療」とは、指定通院医療機関における入院によらない医療をいう。
- 本ガイドラインにおいて、「ケア会議」とは、個々の対象者に対する地域社会における処遇の実施体制、実施状況等に関する情報の共有と処遇方針の統一を図るため、保護観察所が、指定通院医療機関、都道府県・市町村等の関係機関のほか、必要に応じ、精神障害者社会復帰施設等の関係機関の参加を得て主催する会議をいう。

(2) 地域社会における処遇が目指すもの

- 地域社会における処遇に携わる関係機関等が、平素から相互に連携し、協力して処遇を実施しうる体制を整備する。
- 処遇の実施計画の作成やケア会議の実施を通じ、①継続的かつ適切な医療の提供、②継続的な医療を確保するための精神保健観察の実施、③必要な精神保健福祉サービス等の援助の提供の3つの要素が、対象者を中心としたネットワークとして機能することを確保する。
- 対象者自らが、その障害と向き合いながら、必要な医療を継続し、その病状を管